

緊急輸送道路沿道等建築物とは？

緊急輸送道路沿道等建築物とは、下記に該当する建築物のことをいいます。

位置	階数	高さ
緊急輸送道路(※1)に面する建築物	3階以上	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;">前面道路の幅が12mを超える場合</div> <p>色の部分がある建築物が対象</p> <p>前面道路境界線</p> <p>緊急輸送道路沿道等建築物</p> <p>高さH</p> <p>道路幅員L</p> <p>有効幅員L/2</p> <p>※前面道路の幅が12m以下の場合、区にお問い合わせください。</p>
防災拠点等(※2)から緊急輸送道路への道路に面する建築物		
防災拠点等に面する建築物		
防災拠点等に隣接する建築物		

(※1)緊急輸送道路

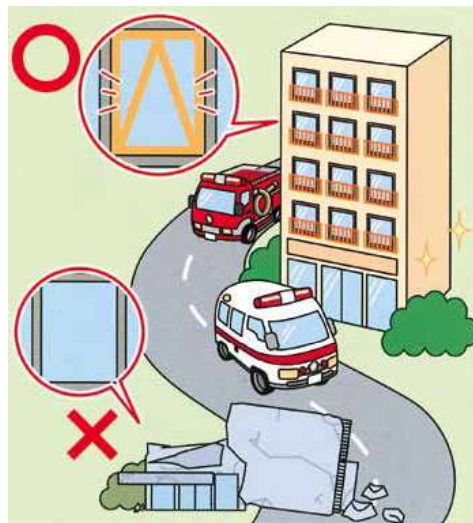
地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うために、高速自動車国道、一般国道及びこれらとを連絡する幹線道路と、都知事が指定する防災拠点とを相互に連絡する道路で、東京都耐震改修促進計画で定めています。

(※2)防災拠点等

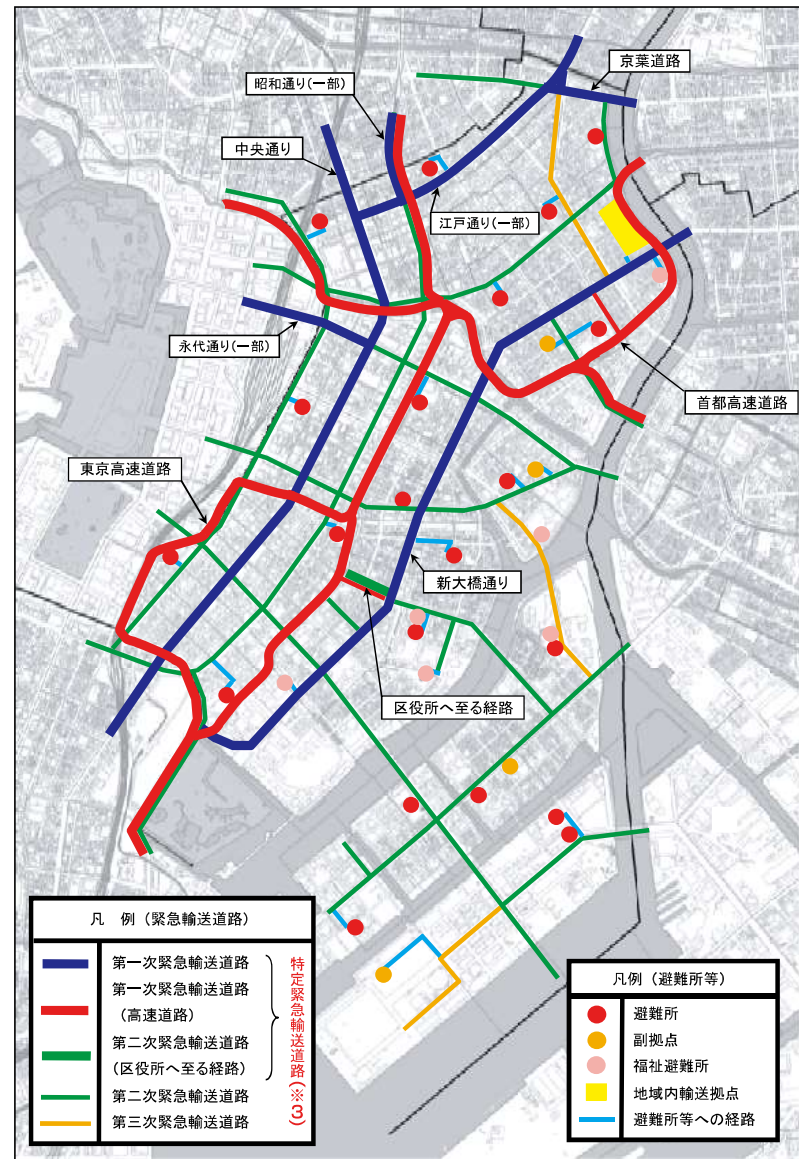
中央区地域防災計画における避難所となる予定施設、副拠点となる予定施設、福祉避難所となる予定施設及び地域内輸送拠点をいいます。

(※3)特定緊急輸送道路

東京都では、平成23年6月に緊急輸送道路のうち特に耐震化を進めなければならない道路を「特定緊急輸送道路」として指定しました。特定緊急輸送道路沿いの建築物に対する助成制度もありますので、ご相談ください。



緊急輸送道路網図



まずは、区役所にお問い合わせください。